

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和7年度）

住　　所

新潟県新潟市中央区
新光町4－1

設置／管理者名

新潟県

代表者名（役職名及び氏名）

新潟県知事・花角英世

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客船ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新潟港万代島旅客ターミナル	エレベーター、エスカレーターについて移動円滑化基準の要件に概ね適合しているが、一部不適合の部分があるため、基準適合に向け、関係者と整備方針の検討を図る。	計画を継続中
直江津港旅客ターミナル	同 上	同上
両津港旅客ターミナル	同 上	同上
小木港旅客ターミナル	同 上	同上
寺泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止
赤泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	計画なし	特になし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新潟港万代島旅客ターミナル	声掛け・誘導案内等の支援を積極的に実施していく。 (佐渡汽船株式会社)	計画通りに実施。特に問題はなかった。
直江津港旅客ターミナル	同 上	同上
両津港旅客ターミナル	同 上	同上
小木港旅客ターミナル	同 上	同上
寺泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止
赤泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新潟港万代島旅客ターミナル	利用者の声を反映したHP作りを行う。 (佐渡汽船株式会社)	計画を継続中
直江津港旅客ターミナル	同 上	同上
両津港旅客ターミナル	同 上	同上
小木港旅客ターミナル	同 上	同上
寺泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止
赤泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新潟港万代島旅客ターミナル	現場係員の意識向上を図るため、社外における説明会やセミナー等に参加し、知識の取得に努める。 学校関係者からの施設対応状況の見学会が増えているので、積極的に受け入れを行う。	計画を継続中
直江津港旅客ターミナル	同 上	同上
両津港旅客ターミナル	同 上	同上
小木港旅客ターミナル	同 上	同上
寺泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止
赤泊港旅客ターミナル	—	航路廃止に伴い計画中止

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	計画なし	特になし

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ ターミナル及び船内における申し出や投書内容を精査し、利用者の意見を社内で共有すると共に、取り組みの改善に活用する。(佐渡汽船株式会社)
- ・ ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有し、取り組みの改善に努める。(佐渡汽船株式会社)

(3) 報告書の公表方法

新潟県ホームページへの掲載

(4) その他

II 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況 (旅客船ターミナルごとに記入)

旅客船ターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗船場所の数	段差が解消されている乗船場所の数	案内設備の設置の有無	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
新潟港万代島旅客ターミナル	新潟県新潟市	3261		○	5	5		○	○
直江津港旅客ターミナル	新潟県上越市	336		○	1	1		○	○
両津港旅客ターミナル	新潟県佐渡市	3261		○	4	4		○	○
小木港旅客ターミナル	新潟県佐渡市	336		○	1	1		○	○
寺泊港旅客ターミナル (航路廃止)	新潟県長岡市	0			1	1		○	○
赤泊港旅客ターミナル (航路廃止)	新潟県佐渡市	0			1	1		○	○
(合計) 計6ターミナル			0	4	13	13	0	6	6

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第11号様式)

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
10. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。